

番号・件名	請願第7号 外国人による猟銃所持に対し厳格な規制をする条例の制定 を求める意見書の提出方について
請願者	住 所 団体名 ※個人のため省略 氏 名
請 願 の 要 旨	
【請願の趣旨】 現在、日本の銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、在留資格を有する外国籍の者であっても、要件を満たせば猟銃を所持することができます。しかしながら、令和7年6月、愛媛県警察本部へ外国人猟銃所持者数の照会を行ったところ、「県内の許可数は極めて少数であり、人数を回答すると個人が特定できる恐れがある」との理由で開示が拒否されました。さらに「人数のみでなぜ特定できるのか」という質問に対する説明も行われませんでした。このやり取りは、愛媛県内において外国人の猟銃所持がごく限られた人数である事実を裏付けると同時に、その実態が公表すらできないほど慎重に扱われていることを示しています。これは、地域住民の安全確保の観点から見ても看過できない状況です。また、外国籍者の猟友会加入率は極めて低く、地域との協力関係が構築されていないこと、さらに一部の国では国外居住者に国家命令を課す法制度が存在することから、安全保障面や地域防犯面でのリスクが否定できません。 このような背景から、国の制度だけに依存せず、愛媛県独自の厳格な規制を条例として整備することが、市民の安心・安全を守るために必要不可欠と考えます。新居浜市議会において、地方自治法第99条の規定により、下記の内容を盛り込んだ意見書を愛媛県に対して提出していただきたく、お願いいたします。 【請願事項】 1. 外国籍者による猟銃所持に関し、追加の書類審査、面接、定期的な再評価等の厳格な許可基準を設けること 2. 許可後の定期的な面談や報告義務の強化など、フォローアップ体制を条例で整備すること 3. 特定国の法制度等による安全保障上の懸念がある場合は、所持の停止または再審査を可能とする制度を設けること 4. 外国籍所持者の地域協議・説明責任の義務化、猟友会加入の努力義務規定の創設等により、地域住民との信頼構築を促進すること	

※個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。